

平成27・28・29年度

競争入札参加資格審査申請の手引き

物品・役務・業務委託

南渡島消防事務組合

この申請は、平成27・28・29年度における南渡島消防事務組合発注の物品の購入、製造、修繕、売り払い、役務の提供、委託業務の請負等に関する契約に係る入札に参加を希望される方について資格の審査をするものです。

資格審査の結果、有資格者になりますと平成27・28・29年度の入札参加資格者名簿に登載されます。

但し、資格を有することによって自動的に、又は直ちに発注があるということではありませんのでご留意願います。

1 審査基準日

平成27年1月1日

2 資格要件

次のいずれかに該当する場合は、資格審査を申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者（下記のア、イ）。
 - ア) 契約を締結する能力を有しない者
 - イ) 破産者で復権を得ない者
- (2) 政令第167条の4第2項（不正行為等）の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及びその利益となる活動を行う者

3 必要要件

- (1) 平成27年1月1日時点で、引き続き1年以上その事業を営み、希望業種において売上高があること。
- (2) 営業に関する許可、免許又は登録を必要とする場合は、当該許可等を平成26年1月1日以前に取得していること。

4 資格の有効期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

5 申請の受付

- (1) 受付期間 平成27年1月19日（月）～2月27日（金）
9：00～12：00 13：00～17：00

(2) 受付場所

ア) 消防本部総務課総務係
住 所 049-0162 北海道北斗市中央2丁目6番6号
電話番号 0138-73-5130

- (3) 受付方法 持参及び郵送（郵送の場合は、上記へ提出のこと）

6 提出書類一覧

提出書類名とその説明	必要区分	
	法人	個人
1 入札参加資格審査申請書受付票及び申請書	○	○
2 営業実績表（北斗市・七飯町・鹿部町・他官公庁） 平成25年1月1日から平成26年12月31日までの期間における北斗市及び他官公庁に対する営業実績をそれぞれ記入すること。	○ 別様式可	○ 別様式可
3 営業所一覧表 組合管内、渡島管内、その他に分けて記入すること。 ※1 組合管内、渡島管内に複数の支店等があれば代表するものを記入し、他はその他の欄に記入すること。 ※2 支店等がない場合は各欄に「無」と記入し提出。	○ 別様式可	○ 別様式可
4 印鑑証明書 法人の場合は、法務局発行のもの、個人の場合は市区町村の発行のものになり、平成26年10月1日以降に交付されたものとする。	○ 写し可	○ 写し可
5 登記事項証明書 法務局発行のもので、平成26年10月1日以降に交付されたものとする。	○ 写し可	×
6 身分証明書 代表者の本籍地の市区町村が発行するもので、平成26年10月1日以降に交付されたものとする。	×	○ 写し可
7 納税証明書 詳細については3～4頁の「7 納税証明書について」を参照し、平成26年10月1日以降に交付された国税、都道府県税のそれぞれの納税証明書を提出すること。	○ 写し可	○ 写し可

8 許可、登録、届出等証明書 営業に関し法令等により許可、登録、届出、免許等の必要なものについて、競争入札参加資格を申請する場合は、別表1・2（4・5・6頁）を参照の上それぞれ必要な証書等の写しを添付すること。また別表に表示のないものであっても、営業に関し法令等により許可、登録、届出、免許等の必要なものについて入札参加資格を申請する場合は、それぞれ必要な証書の写しを添付すること。	△ 写し可	△ 写し可
9 返信用封筒 郵送で申請をする場合のみ82円切手を貼付し、送付先を記入した返信用封筒を提出すること。（受理票送付用）	△	△
10 その他管理者が必要と認める書類 上記以外の書類で管理者が必要と認める書類を提出すること。	△	△

※1 必要区分欄の○印については必ず提出するもの、△印については該当する場合に提出するものになります。

※2 申請書等の記入方法については、別紙「申請書等の記入例」を参照してください。

※3 協同組合等の場合は、定款及び組合員名簿を提出してください。

7 納税証明書について

添付の必要な納税証明書は、国税及び都道府県税の納税証明書（組合管内税分は不要）であり、平成26年10月1日以降に発行されたもので、写しでも可能です。

(1) 国税の納税証明書

ア) 納税証明書の請求窓口は、所管する各税務署です。

イ) 個人の場合必要な証明書は、納税証明書「その3の2」です。

ウ) 法人の場合必要な証明書は、納税証明書「その3の3」です。

(2) 都道府県税の納税証明書

<北海道内に本店がある場合>

ア) 紳士証明書の請求窓口

北海道の場合、道税事務所、各総合振興局・振興局税務課

イ) 必要な証明書は、全ての道税に未納のないことの証明書（市町村が賦課徴収する個人道民税を除く）

<北海道内に本店がない場合>

ア) 本店が所在する都道府県民税に未納のないことの証明書

イ) 北海道内に支店、営業所等があり、北海道に納税義務がある場合は上記<北海道に本店がある場合>と同様、道税の納税証明書

8 受付票

平成27・28・29年度入札参加資格審査申請書受付票は、申請者名（本社名）、連絡先、提出書類確認票の申請者確認欄を記入して提出すること。

9 変更届

資格審査申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに「入札参加資格関係事項変更届（物品等）」に変更事項を記入の上、変更関係書類を添付し、届出をすること。

〈変更の届出を行う事項〉

- ①会社（本社・受任者）の名称、所在、代表者の職・氏名及び電話番号
- ②使用印鑑
- ③振込先口座
- ④入札参加希望項目内容

※添付書類：登記事項証明

10 その他

- (1) 申請書等の提出書類は、フラットファイル等には綴じないこと。なお、提出の際には、提出書類一式をクリアファイル等の袋状のものに入れて提出すること。
- (2) 特に郵送で提出する場合は、添付書類等に不備がないよう十分注意すること。
- (3) 申請書等の記入方法については、別紙「申請書等記入例」を参照の上、記載内容に不備がないよう記入すること。

別表1

許可・登録・届出等一覧（物品）

略称	許可・登録・届出等の名称	根拠法令
採石	採石業者登録通知書	採石法第32条
砂利	砂利採取業者登録通知書	砂利採取法第3条
肥料	肥料販売業務開始届・済証	肥料取締法第23条
農薬	農薬販売業届・済証	農薬取締法第8条
火薬	火薬類販売営業許可書	火薬類取締法第5条
毒物	毒物劇物「特定品目」販売業登録票	毒物及び劇物取締法第4条
	〃 「農業用品目」 〃	〃
	〃 「一般」 〃	〃

薬局	薬局開設許可証	薬事法第4条第1項
医製	医薬品等製造販売業許可書	薬事法第12条第1項
部外製	医薬部外品製造業許可書	"
卸	医薬品販売業許可書（卸売販売業）	薬事法第24条第1項
薬店舗	"（店舗販売業）	"
配置	"（配置販売業）	"
麻薬	麻薬卸小売業者免許証	麻薬及び向精神薬取締法第3条
計量	特定計量器販売事業届	計量法第51条
認証	自動車分解整備事業認証書	道路運送車両法第78条
認定	優良自動車整備事業者認定書	道路運送車両法第94条
指定	指定自動車整備事業指定書	道路運送車両法第94条の2
検査	検査業者登録証	労働安全衛生法第54条の3第1項
石油	石油販売業届出書	石油の備蓄の確保等に関する法律第24条
揮発油	揮発油販売業登録通知書	揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条
ガス	高圧ガス販売事業届出書	高圧ガス保安法第20条の4
食品	食品販売業登録票	食品の製造販売行商等衛生条例第4条
	飲食店、食品製造、食品販売等の営業許可	食品衛生法第52条
米穀	米穀の出荷又は販売の事業届	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条

別表2

許可・登録・届出等一覧（役務・業務委託等）

略称	許可・登録・届出等の名称	根拠法令
古物	古物商許可証	古物営業法第3条
金属くず	金属くず商許可証	金属くず回収業に関する条例第3条
運送	一般旅客自動車運送事業許可証	道路運送法第4条
	貨物自動車運送事業許可証	貨物自動車運送事業法第3条、36条
クリーニング	クリーニング所開設届出書	クリーニング業法第5条
警備	警備業認定証及び各指導教育責任者証	警備業法第4条
消防設備	消防設備士免状	消防法第17条の7
	消防設備点検資格者免状	消防法施行規則第31条の6第5項
建物清掃	建築物清掃業登録証明書	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
建物総合	建築物環境衛生総合管理業登録証明書	"
空気	建築物空気環境測定業登録証明書	"
	建築物空気調和用ダクト清掃業登録証明書	"
昆虫	建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書	"
水質	建築物飲料水水質検査業登録証明書	"
排水	建築物排水管清掃業登録証明書	"
貯水槽	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書	"
ガスくん蒸	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証	特定化学物質等障害予防規則第27条
ボイラー	ボイラー技士（特・1・2級）免許	ボイラー及び圧力容器安全規則第97条
	ボイラー整備士免許証	ボイラー及び圧力容器安全規則第113条

浄化槽	浄化槽清掃業許可証	浄化槽法第35条
	浄化槽保守点検業者登録済通知書	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条
廃棄物	一般廃棄物処理業許可証	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条
	産業廃棄物収集運搬・処分業許可証	" 第14条
労派遣	一般労働者派遣事業許可証	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条1項
	特定労働者派遣事業届出書	" 第16条1項

※上記以外であっても、営業に許可、登録、免許等が営業に必要なものについて入札参加資格の審査を受ける場合、それぞれ必要な証書等の写しを必ず添付すること。